

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 努

- 1 日時
平成 28 年 8 月 2 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 46 分散会
（うち休憩 午前 11 時 44 分～午前 11 時 45 分）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
佐々木努委員長、佐々木朋和副委員長、関根敏伸委員、阿部盛重委員、工藤勝子委員、
福井せいじ委員、千葉絢子委員、五日市王委員、千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊池担当書記、遠藤担当書記、谷藤併任書記、菊池併任書記、千葉併任書記
- 6 説明のために出席した者
環境生活部
津軽石環境生活部長、熊谷副部長兼環境生活企画室長、
松本環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、千葉若者女性協働推進室長、
田中参事兼県民くらしの安全課総括課長、黒田環境生活企画室企画課長、
小野寺環境保全課総括課長、小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
田村資源循環推進課総括課長、清水自然保護課総括課長、
高橋県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、菊池県民くらしの安全課消費生活課長、
佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
中里若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
吉田若者女性協働推進室NPO・文化国際課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査（環境生活部関係）
岩手県における 2013 年（平成 25 年）の温室効果ガスの排出量について
- 9 議事の内容
○佐々木努委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。これより本日の会議

を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の岩手県における 2013 年の温室効果ガスの排出量について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 岩手県における 2013（平成 25）年の温室効果ガス排出量について御説明いたします。

2013 年の温室効果ガス排出量は、国で取りまとめられている総合エネルギー統計など各種統計データをもとに、環境生活企画室と環境保健研究センターにおいて算定したものでございます。

お手元に配付してあります資料の 1 ページをごらん願います。本県では、平成 24 年 3 月に策定、そして平成 28 年 3 月に改定いたしました岩手県地球温暖化対策実行計画におきまして、2020 年、平成 32 年の温室効果ガス排出量を、基準年である 1990 年、平成 2 年に比べて 25%削減するという目標を掲げているところでございます。

今回集計を行いました 2013 年の温室効果ガス排出量につきましては、資料 1 ページ下の棒グラフのとおり 1,393 万 6,000 トンとなっております。赤い棒グラフで示している基準年と比べますと、0.8%の減少にとどまっております。これは、製造品出荷額や世帯数の増加などによるものと考えております。また、前年と比較しますと、温室効果ガス排出量は 10.5%の増加となっております。これは、東日本大震災津波の復興事業等に伴いまして産業部門、それからセメント製造時等の工業プロセス部門からの排出量が増加したことが主な要因と考えられますが、この傾向は当面続くことが予想されるところでございます。

2 ページをごらん願います。温室効果ガス排出量をそれぞれ一覧表とグラフであらわしたのになりますが、下のグラフのうち、折れ線グラフは国の温室効果ガス排出量を示したものでありまして、2014 年、平成 26 年は、電力使用量の減少などによりまして温室効果ガス排出量は減少に転じている状況になっております。

次に、3 ページ、二酸化炭素排出量の部門別状況をごらん願います。まず、(1)の産業部門でございますが、排出量が前年比で大きく伸びておりまして、プラス 29.5%となっております。これは、食料品、それから主に大船渡市の太平洋セメント株式会社の分ですが、窯業土石などにおきまして製造品出荷額が増加したことなどによるものでございます。

次に、(2)の民生家庭部門でございますが、基準年比ではプラス 8.9%となっております。これは世帯数の増加に伴うエアコンなどの家庭用機器の普及によるものと考えられます。前年比で見ますと、0.8%の減少となっております。これは天候にも左右されるところでございますが、東日本大震災津波発災後の省エネ意識の高まりなどにより減少してきているものと考えられます。

次に、(3)の民生業務部門、これはスーパーなどの商業施設等でございます。基準年比ではプラス 15.4%となっておりますが、これは売り場面積の増大に伴う空調設備等の増

加によるものと考えられます。前年比では 3.7%の減少となっております、省エネ対策の推進に伴う効果があらわれてきているものと考えられます。

次に、(4)の運輸部門でございますが、基準年比ではプラス 1.2%となっております、これは乗用自動車の保有台数の増加によるものと考えられます。前年比ではプラス 3.4%となっておりますが、これは貨物自動車の保有台数の増加によるものと考えられます。

次に、(5)の工業プロセス部門でございますが、セメント製造時などに排出されるものがございます、基準年比では 35.8%の減少となっておりますが、これはセメント原料となる石灰石消費量の低下によるものと考えられます。また、前年比ではプラス 21.2%となっておりますが、これは東日本大震災津波からの復興に伴うセメント需要によるものと考えられます。

次に、4ページをごらん願います。上段の円グラフは、二酸化炭素排出量の部門別の割合となりますが、最も多いのは産業部門でございます、全体の 38.1%、次に運輸部門で全体の 20.9%、そして家庭部門で全体の 16.3%となっております。下段の折れ線グラフにつきましては、1990 年を 100 とした場合の経年変化でありまして、民生家庭部門、民生業務部門の排出量につきましては、基準年を上回る状況にありながらも、近年は減少傾向にありまして、空調機器等の効率向上などの省エネ対策の推進による効果が大きいと考えられております。また、産業部門や運輸部門につきましては、基準年を下回る傾向が続いておりましたけれども、東日本大震災津波の復興事業等によりまして、2013 年、平成 25 年は基準年とほぼ同じ水準となっている状況でございます。

次に、5ページをごらん願います。上段の表は、その他温室効果ガスの排出状況を示したものでございまして、中段の円グラフは、その他温室効果ガスの種別の割合となります。最も割合が大きいのはメタンでありまして、全体の 58.6%、次が一酸化二窒素で全体の 39.9%となっております。下の棒グラフは、その他温室効果ガス排出量の推移でございますが、データ収集を始めた 2008 年以降、若干の減少傾向にあるところでございます。

温室効果ガス排出量につきましては、東日本大震災津波の復興需要等に伴い当面増加が見込まれる状況にありますけれども、昨年度末に改定いたしました岩手県地球温暖化実行計画に基づきまして、産業団体や消費者団体で構成される温暖化防止岩手県民会議を中心とした省エネの普及啓発を実施している団体等に、電源使用量の見える化を図ることによる高効率設備への転換を促すなど、温室効果ガス排出量の削減目標に向けまして引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

報告につきましては以上でございます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○福井せいじ委員 二つお聞きしたいと思います。まず 1 点目、岩手県については今お聞きしましたし、全国のデータについても一部資料に掲載されているのですが、例えば東北各県や東日本大震災津波の被災県など、他の県の状況について、類似比較等のデータ等がありましたらばお示し願います。

それから2点目、今課長のほうから省エネの普及啓発というような話がございましたけれども、本格的に取り組むのであれば、やはりどうやって意識を変えていくのかという意識改革の仕組みもつくっていかねばならないと私は思っています。例えばさまざまな機器等の効率向上等により温室効果ガスの排出量が減少するのもいいのですが、やはりエネルギーや温暖化に対する県民の意識改革というものも必要ではないかと思っております、そのような意識改革の仕組みづくりに向けた取り組みについてお聞きしたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 東北六県の温室効果ガスの排出量の状況につきましては、宮城県は現在集計中でございますが、青森県は前年比マイナス 1.5%、秋田県はプラス 1.3%、山形県はマイナス 2.8%、福島県はプラス 1.7%となっております。

それから、エネルギーや温暖化に対する県民の意識改革の仕組みづくりにつきましては、委員御指摘のとおり、どのように意識を高めていくかということが非常に重要であると考えておまして、現在もさまざまな取り組みを行っているところでございます。例えば、メーリングリストとメールマガジンの送付により意識啓発を行うCO₂ダイエットいわて倶楽部につきましては、現在会員登録数が5万523人となっておりますし、地球温暖化防止活動推進員による地域での講演会等につきましても、昨年度は73回実施いたしまして、参加者数が4,134人となっております。また、県内の小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊員ノートの配付につきましては、平成27年度は60校、2,537人の参加がございました。現在、このような取り組みを進めているところでございますが、さらに若い方々も参加していただけるような取り組みなどについても検討しているところでありまして、今後はそれらも含めた取り組みをさらに推進していきたいと考えております。

○工藤勝子委員 結局は、2020年までに基準年比で25%削減という目標に向かって進んでいかなければならないのだらうと思っておりますが、現状を考えると非常に厳しい目標数値ではないかと思っておりますので、今後はどのような形でこの25%削減目標に向けた取り組みを計画的に進めていくのか、お考えを示していただきたいと思っております。

それから、岩手県の山林には伐採期を迎えた木がたくさんありますが、高齢木になればなるほど二酸化炭素の吸収能力が低下するという状況があるわけです。二酸化炭素の吸収量というものは私たちの目に見えるものではありませんので、なかなかわかりにくいものではあります。そういう状況の中で、やはり新しい植林計画によって新しい木をどんどん植えていかなければ、逆に二酸化炭素吸収量が減少してしまう部分もあるのではないかと思います。森林吸収源による温室効果ガスの削減量は、国内に排出権取引市場があれば売ることができるというような話を聞いたこともありますし、岩手県は森林県でありますから、環境生活部だけではなく、やはり農林水産部と連携して取り組むべきであり、その中で、どのように林業を振興していくかということも非常に大事な要素になってくるのではないかと思います。

現在、山を所有していても、木材価格が安かったり、後継者がいないというような状況で、ほとんど山林の手入れを行わなかったり、伐採はしても植林を行わないという方が出

てきています。そういう中で、二酸化炭素吸収源としての山というものを考えるにあたり、今後、伐採と新たな植林、森林の保護というような、適切な森林経営を進められるような状況をどうつくっていったらいいのかということについて、お考えをお伺いします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 基準年比25%の削減目標に向かったの取り組みについてでございますけれども、現在東日本大震災津波からの復興が進んでいるということで、数字的には非常に厳しい値となっておりますが、近年の電力の需要動向などを見ますと、2013年、平成25年の電力需要は、東日本大震災津波発災前の2010年、平成22年と比べて4.4%減少しているというようなこともございます。また、世帯数はこれまで増加傾向にありましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2020年には2010年に比べて4.1%減少するという見込みもございます。また、国においては平成28年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しておりまして、各業界、団体ごとにも目標値を設けておりますが、例えば自動車工業界では、2020年には1990年に比べてマイナス28%、日本建設業連合会ではマイナス20%というような目標値を設定するなど、業界団体においても強力な取り組みを進めておりますので、それらの業界団体の目標値も見込みながら、本県での取り組みも進めていければと考えております。

次に、森林吸収量の関係でございますけれども、やはり本県は森林県でございますので、ぜひ森林吸収量においても目標を達成するような取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。林野庁公表の速報値によりますと、2013年、平成25年の森林吸収量が96万8,000トンとのことであり、これは、基準年である1990年、平成2年と比較しますと6.9%の削減効果が出ているものでございます。2020年、平成32年の目標値は基準年比8%の削減でありますので、農林水産部で進めている特定間伐の計画に基づいて間伐を適切に進めるとともに、植林も同時に行うことで、この森林吸収量を確保していくことができると考えております。

○工藤勝子委員 この森林吸収量の調査は毎年行うものなのかどうかお聞きしたいことと、それからやはり国のほうでも京都議定書への締結など、温暖化防止策をかなり強力に進めようとしているわけですが、温室効果ガスの削減に取り組む都道府県に対する国の予算措置は講じられているのでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 森林吸収量の調査につきましては、林野庁が毎年度、県及び各出先機関のデータをもとに試算を行い、速報値という形で公表しているものがございます。確定値は、京都議定書の約束期間に合わせて、5カ年平均を基準年と比較する形で公表されることになっております。

それから、予算の関係についてでございますが、昨年のCOP21におけるパリ協定の採択などを契機といたしまして、国の省エネ対策や温暖化対策関連の予算も大分拡充されてきていると認識しております。それぞれ使い勝手はあると思っておりますけれども、必要なところについては有効に活用しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 国からある程度予算措置がなされているということですが、岩手県から

国に対して、このような取り組みをするということで、改めて予算要望するというようなこともあるのでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 国に対しては毎年度、概算要求の時期に合わせて予算要望を行う中で、温室効果ガス関係の要望はこれまで特に行っていないところでございますが、必要に応じてそのようなところも含めて要望していきたいと考えております。

○津軽石環境生活部長 国への予算要望の関係でございますけれども、確かに温室効果ガスについてはメニューも限られておりますので、大きな要望というものはなかなかしにくい部分もございますが、岩手県の場合は、再生可能エネルギーに関して非常に恵まれた環境にございまして、やはり地の利を生かすべきではないかということで、そちらに関する要望をしておるところでございます。特に本県の場合は、風力エネルギーの利用に関して非常に恵まれた環境にあります。残念ながら送電線関係が非常に脆弱でございますので、政府に対して継続的に送電線の強化等を要望しているところでございます。

また、事務段階では、例えば水素エネルギー等につきまして、自治体の使いやすいメニューをつくっていただくような形でお話を申し上げているところでございまして、そのような形を通じて、今後も政府に対して働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○工藤勝子委員 もう一つ教えていただきたいと思います。県内では木質バイオマスによる発電や熱利用の取り組みが行われておりまして、遠野市でも、間伐材等を木質チップに加工し、これを燃焼させることによる木質バイオマスエネルギー活用事業が始まったところですが、木質バイオマス発電の場合、風力発電とは違って、燃焼の過程で二酸化炭素が発生するのでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 木質バイオマス発電につきましては、燃焼により二酸化炭素が発生したとしても、これを森林が吸収するというので、プラス・マイナス・ゼロというカウントになってございます。

○千田美津子委員 県の状況については、傾向も含めてきょうの御説明でわかりましたが、これらが出る前の各市町村のデータについても、もしあれば出していただきたいと思えます。なぜかといいますと、県全体としては説明いただいたような状況でしょうが、市町村ごとの取り組みが結構違うのではないかと思います。条件にもよるかと思いますが、やはり、先進的に頑張っているような市町村の取り組みを県内全体に広げるような対応がもっと必要ではないかと思いましたので、その点についてお伺いいたします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 市町村ごとのデータにつきましては、現在は統計資料の関係もありまして、県一本のデータとなっておりますが、市町村との意見交換の中でも、やはり出せるような形でできればというようなお話をいただいておりますし、今後国との意見交換の場もありますので、そういった場を通じてデータの作成方法などについても調整していければと考えております。

また、市町村ごとの先進的な取り組みにつきましては、市町村の担当者会議などを通じ

て情報共有を図っているところでございます。

○千田美津子委員 やはり県民一人一人がどう対応していくかが大事であって、県全体として復興の途上にあるから仕方がないということでは省エネは進まないと思うのです。そういう点で、自分の住んでいるところはどうかということ、見える化をもっと進めるとともに、今努力されている市町村の取り組みについて、ぜひ県民にもわかりやすい情報として出せるように、県としても努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 見える化は非常に重要であると考えておまして、ほかの県を見ますと、ホームページ上でどれくらい省エネに参加した人がいて、どれだけ省エネを行っているかという数字をあらわすような手法で見える化を図っているところもありますので、そのような先進的な事例を参照しながら、本県でも法に適合する形で取り組みを進めていければと考えております。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、これをもって岩手県における2013年（平成25年）の温室効果ガス排出量について審査を終了いたします。

この際、執行部から、いわて第2クリーンセンターの排ガス測定値の不正操作について発言を求められておりますので、これを許します。

○田村資源循環推進課総括課長 いわて第2クリーンセンターの排ガス測定値の不正操作について御説明を申し上げます。

お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと思います。まず、概要でございますけれども、公共関与による産業廃棄物焼却施設のモデル施設でありますいわて第2クリーンセンター、この施設は、奥州市江刺区にございますいわてクリーンセンターに続く本県2番目の公共関与施設でございます。平成21年4月から九戸村に設置されているものでございまして、焼却能力が80トン程度でございます。また、この施設はPFI方式の導入により、いわて県北クリーン株式会社が設置、運営をしている施設でございますが、このいわて第2クリーンセンターにおきまして、排ガスの測定値を不正に操作していたことが判明いたしました。県では立入検査を行い、既に改善措置が講じられ、法令に定める排出基準に支障がないこと、過去にも排出超過がなかったことを確認いたしました。

いわて県北クリーン株式会社では、不正操作を行ったことを謝罪いたしまして、焼却炉を休止し、従業員の再教育等を行うことを公表したところでございますけれども、その後九戸村の議会及び住民説明会におきまして経過を説明し、7月23日から焼却炉の稼働を再開しているところでございます。

2番の経緯でございますけれども、6月8日に、いわて県北クリーン株式会社から県に対して、排ガス測定値を不正に操作していたとの報告が行われたところでございます。

6月14日に、県が立入検査を行いまして、応急措置が適正に行われていること、法令の

基準超過等がないことを確認したところでございます。

6月17日に、PFI事業契約に基づき改善計画書の提出を求め、7月1日に、事業者から改善計画書が提出されました。

7月6日に、県が立入検査を行いまして、改善計画書の内容を確認したところでございます。

7月13日に、改善計画書の内容を審査しまして、正式に受理したところでございます。

7月14日に、事業者が自主公表、焼却炉を休止し、従業員の再教育等に取り組んだところでございます。当初は7月21日から再開することとしておりましたけれども、九戸村からの要請がございまして、7月22日に九戸村議会全員協議会及び住民説明会におきまして事業者の説明を行いまして、23日から焼却炉を再稼働したところでございます。

3番の不正操作の概要でございませけれども、排ガス連続測定値がPFI事業契約で定める環境保全基準値を超過するおそれがあった際に、集計システムを不正操作し、測定値を過少に集計させ、県への報告義務を逃れたものでございます。

ただいまの説明でPFI事業契約と申し上げたところでございませけれども、PFI事業とは民間の資金、経営能力、技術能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業につきまして、PFI方式に基づき実施するというものでございまして、産業廃棄物処理施設につきましても活用されているところでございます。このPFI事業を実施するに当たりまして、事業者と県が締結した契約がPFI事業契約でございませ。また、このPFI事業契約に基づく環境保全基準値と申しますのは、法令の排出基準よりも厳しい値でございまして、例えば排ガス中の塩化水素の場合、法律の排出基準は430ppmとなっておりますけれども、環境保全基準値では80ppmと、かなり厳しい値となっているところでございます。

4番の環境影響についてでありますけれども、供用開始いたしました平成21年4月までさかのぼって過去のデータを検証させましたが、大気汚染防止法の規制値であります排出基準を超過した事実は確認されませんでした。

5番の改善措置の概要でございませけれども、まず第1点目といたしましては、運転員が排ガス連続測定値の集計システムを不正に操作できないよう、システムの改修をしたところでございます。

2番目といたしましては、コンプライアンス意識、運転技術の向上のため講習を実施したほか、今後は組織改革、監視体制の強化を行うというものでございます。

3点目といたしましては、改善状況につきまして、事業者の親会社である株式会社タクマの定期的な監査及び指導を受けるというものでございます。

最後に、今後の対応についてでございませけれども、県といたしましても事業者が早期に地元の信頼を回復するよう指導しますとともに、今年度は年4回のモニターによる監視を実施する予定としておりましたけれども、この監視頻度を当面は月2回程度に高めて改善計画の履行状況を確認するなど、監視の強化をいたします。以上で説明を終わります。

○佐々木努委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○福井せいじ委員 今のいわて第2クリーンセンターについて少しお聞きをしたいと思
います。

まず初めに、PFI事業契約の内容でありますけれども、その契約では、仮に環境保全
基準を超過してしまった場合について、どのような形で取り決められているのか御報告い
ただきたいと思います。

○田村資源循環推進課総括課長 県と事業者との間で締結したPFI事業契約に基づく
環境保全基準値を超過した場合の対応でございますけれども、二つございます。非常に重
大な事故等が発生した場合には、停止改善措置というものを求めることになっておりまし
て、環境保全基準値を超えているものの、環境に対する影響等が小さいというような場合
には、継続改善措置といたしまして、施設を稼働しながら改善するというような、二つの内
容が契約で決まっております。今回につきましては、環境保全基準値を超過したものの、
重大な事故等ではないため、継続改善措置ということで改善の指示をしたところでござい
ます。

○福井せいじ委員 重大な場合と、それほど重大でないというか、影響が小さい場合の二
つの措置があるということでありまして、今回の場合、環境に対する影響が非常に小さい
ということだったのですが、このように、環境保全基準値を上回ったことに対して集計シ
ステムの不正な操作を行ったということは、事業者はやはり、次の契約にも影響がある
というふうに考えたのでしょうか。

○田村資源循環推進課総括課長 次の契約と申しますより、契約に基づいて県に報告しな
ければならないということがかなり煩雑であるとか、あるいは運転操作を行った個人が、
叱責されるということでシステム上の値を低くしてしまったという報告を受けております。

○福井せいじ委員 それでは今回の場合は、事業者全体の組織的な不正操作ということ
ではなく、担当者レベルでの不正操作という形でよろしいのでしょうか。

○田村資源循環推進課総括課長 事業者全体が知っていたということではないのですけ
れども、その運転に携わり、管理していた方々は全員知っていたということでございます。

○福井せいじ委員 そうすると、もう一つ基本的なことをお聞きしたいのですけれども、
今回の不正操作はどのような経緯で発覚したのか、そしてまた、県に対してはどのような
経路から報告されたのか、教えていただきたいと思います。

○田村資源循環推進課総括課長 事案の発覚につきましては、いわて県北クリーン株式会
社の従業員から社長に対する内部告発がありまして、会社が内部調査を行って、その事実
が確定されたということで、6月8日に県が報告を受けたところでございます。

○福井せいじ委員 今回の不正操作について、環境に対する重要な影響がなかったとい
うことは、ある意味非常に幸いなことであつたと思うのでありますが、以前もいわて県民情
報交流センター（アイーナ）で、入場者数の不正な水増しが行われたという事案がありま
した。現在、県と事業者の委託契約において、事業者がある意味非常にストレスを抱えた

結果このようなことになっているのか、あるいは事業者自体のコンプライアンスの問題なのか、委託業者との関係がどういうふうになっているのかと思うわけです。余りにもストレスがあって、このような不正操作が起きるのであれば、これはやはりいま一度、契約のあり方を改める必要があるのではないかと私は思うのでありますけれども、部長から話をお聞きしたいと思います。

○津軽石環境生活部長 今二つの事案についてお話がございました。今回の事案は、PFI事業契約に基づくものであります。アイーナの場合は指定管理者でございまして、この場合、原則2年程度の比較的短期の指定管理期間をあらかじめ決めておいて、この期間についての契約を締結して、県費を支出して管理運営をしてもらうというような仕組みでございまして。今回の場合のPFI事業契約につきましては、一応20年間はそこに立地して、独立採算という形で、自分の営業努力によって運営するという仕組みでございまして、この場合は県からの支出はないということで、大分パターンは違うのですけれども、いずれも県の公共的な事業として実施してもらうというような部分では共通してございます。

アイーナの場合も非常に残念な事案でございまして、あの場合は契約の中いわゆるペナルティーの条項がございましたので、一定金額を差し引いた形で県費の支出を行って、コンプライアンスの一層の遵守をお願いしているところでございまして、今回の場合についてはそのような県費の支的的なものはございませんので、コンプライアンスの一層の遵守にかかる取り組みについては、親会社に対応していただくものです。

そういった意味では、県からの締めつけが厳しいというようなことはないとは思いますが、ただ今回は、運転の現場の方が事務作業の煩瑣さでありますとか、上司から叱責されるということで、つい、たまたまその不正操作の手法を知ってしまったがゆえに行ってしまったというようなことでございます。

先日、私のところに小山市から親会社の株式会社タクマの専務がいらっしゃって、やはり風通しのよい組織にするべきではないかということで、今回新たに社内に組織をつくって、運転管理を潤滑に行ったり、社内のコミュニティーをつくっていくというようなことにこれから一生懸命取り組んでいくというようなことを言っておりました。いずれ県といたしましても、その辺を注視しながら、今後事業者と十分対話をいたしまして、適宜コミュニケーションをとりながら、実施状況を確認していきたいと考えてございます。

○福井せいじ委員 指定管理とPFI事業との違いはわかりました。PFIというものは、やはり今後さまざまな事業において非常にいい手法だと私も思いますけれども、今回のような事案がまた発生する可能性もあるわけです。今後のPFI事業契約において、不正事案が発生したときの補償等について盛り込むことは考えられるのでしょうか。

○津軽石環境生活部長 今回のPFI事業契約の内容につきましては、政府の契約ガイドラインに基づいて作成しているものでございます。その中で、損害賠償的なものについての規定はございますけれども、今回のようないわゆる信用失墜行為的な部分については想定されていないものでございまして、その辺については、今後どこまで契約の結び方によ

り対応できるのか、制度的な部分も勉強していかなければいけないと思います。

○**福井せいじ委員** 民間の事業の場合でも、今は性善説に立った契約が原則なのですから、起きてはならないことも多々あると思いますし、利益関係によらずにこのような事案が発生するのは非常に残念なことだと思いますので、ぜひともこのような事案を未然に防止できる県オリジナルの方法等を考えて、今後に生かしていただきたいと思います。

○**佐々木朋和委員** 私もいわて第2クリーンセンターの不正操作について数点お聞きをしたいと思います。大変残念な事案でありまして、やはりこういったことが起きますと、今後一番心配なのは、近隣住民の皆さんとの関係であります。今後また同種の施設を引き受けるとなったときに、やはりこのような事案があるとネックになるということで懸念をするわけであります。

また、今回の事案については、県では1回きりの不正操作だったというように判断をされたということでありまして、過去のデータを検証した結果、大気汚染防止法の規制値を超過した事実は確認されなかったということでもありますけれども、今回不正操作ができたのであれば、過去のデータについても改ざんができるのではないかなというようなことも考えてしまうわけです。その点について、県としてはどのように調査してそのような結論に至ったのか、その根拠についてお伺いしたいと思います。

○**田村資源循環推進課総括課長** まず、疑うときりがないということもございましてけれども、少々細かいお話を申しますと、瞬時のデータの1時間平均値として報告されていた値を不正に操作していたということで、瞬時のデータ自体は残っておりまして、それにより過去のデータを確認できたということもございまして。さらに、年に何度か外部の業者に委託して法律に基づく排ガス測定を行っているのですが、そちらの値とも突合せさせて、大体同じ値になっているということで二重に確認したところでございまして。

○**佐々木朋和委員** 近隣住民の皆さんも心配をされる場所だと思いますので、ぜひそのようなところは丁寧に説明をしていただきたいと思います。そこで、現在の近隣住民の方々は、今されたような説明に対しても、再稼働するということに対しても納得をされているのか、また、皆さんの反応や感情はどのようなものであるのか、伺いたいと思います。

○**田村資源循環推進課総括課長** 住民説明会でもやはり、信頼を裏切ったことに対する批判がされましたけれども、今後につきましては、改善措置を着実に履行しまして、環境保全に配慮して操業をしていただきたいというような意見が出されたところもございまして、県といたしましても、住民の方々がそのような感情を抱いているということもございまして、監視頻度を高めて、しっかりと事業者を監視していきたいと思っております。

○**佐々木朋和委員** ぜひ県のほうでも、事業者とともに信頼回復に努めていただきたいと思います。

その中で、先ほどの説明以来少し気になっているのが環境保全基準値です。締めつけをしているわけではないという話でしたけれども、法令の排出基準よりも厳しい値であるということでありまして、その値についてはやはり適正というふうにお考えなのでしょうか。

また、法令の排出基準の事前段階での歯どめということでこの環境保全基準値を設けていると思うのですが、こういった事案があると、歯どめが歯どめではなくなると申しますか、もう少し現実的に守りやすい値にすべきではないのかという議論もあるかと思うのですけれども、その点について県はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○田村資源循環推進課総括課長 環境保全基準値につきましては、本事業の企画提案をした際に、現在の事業者がこれで可能ということで、この値を示して応募してきたものでございます。先週から再稼働しておりますけれども、塩化水素の場合、協定値の80ppmに対して現在は30ppmや40ppmで推移しておりますので、若干変動はございますけれども、平均的には十分環境保全基準を達成できるものと考えております。

○佐々木朋和委員 通常の稼働状況であれば守れる値であるということだと思っておりますけれども、ではなぜ今回は測定値が基準を超過したのか、何か特別なことを行ったなど、具体的な事案があったのでしょうか。

○田村資源循環推進課総括課長 今回の事案において、最も大きく基準値を超過した塩化水素を例にとりて御説明させていただきます。排ガス中の塩化水素の濃度は、焼却する廃棄物の中に塩化ビニールなどの発生原因になるものが多く入ると高くなって、しかもそれが見た目ではわからないので、その廃棄物が多量に入ると急激に上昇するものでございます。今回は、そのような原因で急激に変化したことに対応できずに、環境保全基準値を超過したということではございました。その後はどのように対処しているかと申しますと、焼却対象の廃棄物の中の塩化ビニール等について、事前にどれだけの量が入ってくるのかということを確認して均質化を図ったり、投入する薬剤を少々多くするなどといったことにより対応しているところでございます。

○五日市王委員 いわて第2クリーンセンターについて、二つだけ質問します。

仮に大気汚染防止法の基準値を超えて、その値を改ざんした場合はどうなるのかということと、今回関わった方々の処分はどのようになっているのか、教えてください。

○田村資源循環推進課総括課長 実際に大気汚染防止法の排出基準を超えて、その値を改ざんした場合には、何種類か対応がございまして、まず外部業者に計測を依頼した場合は、環境計量証明事業ですので、改ざんできる可能性はほぼないと思っております。先ほど例で申しました塩化水素の場合だと、実際には法令基準の430ppmを超えているのに、法令基準を超えないように改ざんしたとなると、施設の維持管理上の問題の発生ということで、もっと厳しい対応になるかと思っております。

そのような場合、例えば廃棄物処理法で申しますと、その施設の稼働を停止する命令を出したりですとか、実際に法律の基準を満たせないような施設であって、やはり技術的に何か問題があるということであれば、その問題点を改善するように命令するなど、法律に基づいた措置が講じられることが想定されます。

職員の処分につきましては、PFI事業契約上、県は事業者の組織内人事に関する権限を持っておりませんが、事業者は株式会社ですので、取締役会等において内部的に対応等

が検討されるものと聞いております。

○千田美津子委員 私もいわて第2クリーンセンターについて何点かお伺いしたいのですけれども、今までの経過を説明いただきましたところ、県は、不正操作された排ガス測定値は環境保全基準値を超えているものの、法令基準を超えていないから環境に対する影響等が小さく、重大な事案ではないという見解を出されているわけですが、九戸村との公害防止協定でも、きちんと環境保全基準値を定めているわけですよね。県と事業者とのPFI事業契約でもその基準が決められている以上、法令基準を超えていないからといって、何の根拠があって軽微な事案と判断できるのですか。私は、契約違反があるのに県が軽微であると判断していることに納得できないので、もう一度答弁をお願いします。

それから、操業当時からことしの3月までずっと、1回だけではなくて何百回も不正操作が続いているのです。また、それがたまたま内部告発によって判明して、県に報告をされたということですが、私は幾らPFI事業契約といっても、このような環境に関わる問題について、内部告発でしか事態を把握できなかったということが大きな問題だと思うのです。ですから私は、今後は会社でこのように改善するというので、県がその改善計画を確認して、事業者がそれを履行して、だからいいですというような簡単な判断では済まされない問題なのではないかと思えます。県といわて県北クリーン株式会社とのPFI事業契約書からしても、そのようなあいまいなことは許されないのだと思えます。20年間という長いスパンでの契約だからこそ、今回の事態を重く見て、本当に再発させないための手だてと、なぜこういうことが起きたのかという、もう少し踏み込んだ調査が必要ではないかと思えますので、まずその点お伺いをいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 まず県として、環境保全基準値は超過したものの法令基準を超えていないからいいということではなくて、公共関与施設におきましてこのような不正操作があったということは、非常に大きなものと受けとめておりまして、事業者に対しても、公共関与施設の信用を失墜させるものだとということで厳しく指導したところでございます。ただし、そうはいっても、環境に与える影響はどうかといったときには、その排出基準は法令を超えていなかったということでございまして、決して軽い問題として取り扱っているものではなく、非常に重いものだと受けとめているところでございます。

また、操業から内部告発に至るまで、数百回にわたって不正を行っていたということでございまして、これにつきましても、もちろん物理的、システム的に改善策を講じて、絶対もうできないようにするというのもございますけれども、事業者側では、さらにそれを二重に、三重に監視する組織でありますとか、部門を新設するとか、そのような対応をとるということでございまして、さらに県のほうでも監視頻度を高めてまいりたいと思っております。

長期にわたり県でもモニタリングしているにもかかわらず、排ガス測定値の不正操作がわからなかったということは、やはり反省すべき点でございまして、今後監視頻度を高め、内容も充実させながら、二度と起こらないように監視強化をしてまいりたいと思えます。

○千田美津子委員 確かに二重、三重のチェック体制は必要なことなのですが、その専門的な部分で結局改ざんできる状況にあったということが職員にわかって、それが関わる職員全体に広がったということで、ある意味担当部長からの指示もあったというふうにも見えるのですけれども、やはりそのような組織的な改ざんが、県との約束、九戸村との約束にもかかわらず安易になされていたということなのです。また、事故報告書には、環境保全基準を超過したときは県に一々報告しなければならないのが面倒であるからというようなことが書かれていましたけれども、私はそのようなことでは、環境に携わる業者としての資質に欠けると思うのです。ですから、P F I 事業の公募に手を挙げた時点で、そのような事態にならないように会社としても対応すべきだったと思うし、県への報告が面倒だということで操業当時から8年間不正操作をずっと継続してきたということに、私は会社としての大きな責任、それから県にもチェック体制についての責任があると思います。

それで一つお伺いしたいのは、県といわて県北クリーン株式会社が行ったP F I 事業契約書の中に、工事の完工確認というのがあります。そのときにD C S のエンジニアモードでの引き渡しが多されたために、操作が容易に変更できるような状況になっていたということです。政府の契約ガイドラインに基づいてP F I 事業契約書を作成したというお話がありましたけれども、私は岩手県においてこのP F I 事業を進める上で、事業契約書が自分たちのこととして担当のところできちんと精査されていなかったのではないかと思います。契約締結時点は平成21年度とかなり前ですが、その時点での県の対応の甘さがあったのではないかと思います。

それから、重大な事態には至らなかったと言いますが、例えばP F I 事業契約書の16ページに遵守事項として、県と事業者が守るべき5つの項目が掲げられております。それで、例えば事業者に対する遵守事項として、法令より厳しく設定したという環境保全基準を遵守し、本事業を遂行しなければならないとあるのですけれども、県はこれを見逃したというか、事業者はこれをごまかしたわけですね。ですからこの遵守事項への違反について、やはり私はもっと厳しい対応をすべきだと思うのです。

事業者が9日間営業停止して、九戸村への説明会が終わったということで、県が許可するというのではなく自主的に再稼働をしたようですけれども、私は本当に、この問題はその程度のものではないと思うのです。環境問題という住民への影響が大きい分野において、県との約束を破られたということ。そしてこれからも長く操業してもらう業者との関係においても、この遵守事項を守らなければ事業契約書そのものが成り立たなくなる、私はそういうことだと思うのです。ですから、やはり内部の二重、三重のチェック体制というよりも、外部の専門家が入った調査委員会なりを立ち上げて、今後の運営もきちんと見ていくべき事態でないかというふうに思いますが、その点お伺いをいたします。

それから、事故報告書及び改善計画報告書を読む中で非常に驚いたのは、操業以来さまざまなことが起きているようですが、例えば、平成25年6月に煤じん場のたまりの溶出量

が埋め立て基準値を超過して、キレート剤を通常の3倍まで増量添加して放流魚が死滅する事態があったということですが、これについては、その時点で県は何かきちんと報告を受けて、対応されたのでしょうか、その点お伺いをいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 まず、第1点の完工確認のところでございますけれども、これは県が発注したときの要件水準に見合っているかどうかというところでございます、DCS上のエンジニアリングモードでの引き渡しというような、細かいところまでの確認ではないということでございます。

二つ目の事業契約にあります遵守事項でございますけれども、もちろん環境保全基準値は守るべきものでございまして、環境保全基準値を守らない場合の措置は、継続改善措置と停止改善措置というものがございまして、今回につきましては、継続改善措置ということでとらせていただくところでございます。

3点目の外部専門家の入った調査委員会等でございますけれども、いわて県北クリーン株式会社において、企業改革の上チェック体制を強化するというところでございますし、親会社にも定期的なチェックを頼むということもございます。さらに県のほうでも監視頻度を高めることにより対応してまいりたいと思っております。

最後でございますけれども、平成25年度に煤じんの鉛の濃度が高くなりまして、これがいわて第2クリーンセンターに運ばれまして、そこで発覚したところでございますけれども、これにつきましても、もちろん改善策であるとか、法律に基づいた報告調書を求めて改善状況についてきちんと確認したところでございます。

○千田美津子委員 いわて第2クリーンセンターでは食品廃棄物なども取り扱っているわけですが、事故報告書の中には、食品を従業員が持ち帰って事業所内で食べたということまで記載されているのです。ですから、本当にコンプライアンスというか、衛生安全などについても、一から社内教育をやり直さなければならないと思います。

事故報告書からは、このいわて県北クリーン株式会社が、放流魚の死滅ですとか、職員が食品廃棄物を持ち帰って食べたりですとか、一つ一つ挙げても大変な問題となるようなことをずっと繰り返してきたことがわかりまして、本当に驚きました。

ですから、今後はチェック体制を内部で強化するだけではだめだと思います。数値を不正に変えられないようにしたとは言いますけれども、その辺の取り扱いも含めて、専門家がきちんと入っていくことが必要だと思います。今回の改善策については、保健所からも指導が入ったようではありますが、専門家の方々は何回ぐらい調査に入って、改善について確認をされたのですか。それから、この改善計画についてどういう方から県が報告を受けて、そして内部での検討はどのようにされたのか、その点お伺いをいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 まず、いわて県北クリーン株式会社の、今回の不正操作以外の問題についてでございますけれども、今回私どものほうで不正操作の報告を受けまして、この際会社がきちんと生まれ変わるためには、今までの細かい問題もとにかく全部洗いざらい出して、それらについてきちんと対策をとらなければいけないということで、

過去にさかのぼって調べていただいたところ、先ほどのお話のように、排水により魚が死んだとか、職員が食品廃棄物を食べてしまったというような、過去のいろいろな問題が明らかになったところがございます。これらにつきましては全てコンプライアンス上の問題がございますので、親会社である株式会社タクマのCSR部門の方に来ていただいて、コンプライアンスの教育を再度やっていただいたところがございます。

また、専門家による調査というところがございますけれども、県、あるいは親会社の株式会社タクマのデータのチェック等のときにも立ち会っていただきました。また、県では6月8日以降、6回ほど立入検査によりチェックを行ったところがございます。

○千田美津子委員 最後になりますけれども、このようなことを二度と起こさないためには、どうも事業者主導のやり方ですとだまされてきたということに対して、やはり県がもう少し毅然とした対応をすべきであると思います。環境に重大な影響がないからいいのだと言いますが、環境にどのような影響を与えているかということをきちんと調べたのですか。法令で定める基準値よりも少ないから大丈夫だろうということではないのです。

実は九戸村の地形というのは勾配がかなり急であって、平坦地と急勾配の斜面とでは排ガスの測定方法が全然違うのだそうです。ただ、今回のさまざまな事業契約等においては、それらがほとんど勘案されていないという問題も専門家の方から伺いました。そういった点では、いずれどんなに危険なものであっても、薄めて放出すれば幾らでも排出できるということのようです。いわて第2クリーンセンターの煙突はかなり高いそうなのですが、なぜ高くするかというと、そのような時間の経過によって排ガスの濃度が薄まるからなのだそうです。私は、環境問題については、本当に決めたことをしっかり守ってもらわなければいけないと思うのです。今回九戸村議会では、今後きちんと対応してもらえればよいということで、温情的な態度だったようですけれども、私は住民の皆さんから、そうではない、もっと不安があるというふうに聞いていますので、ぜひもう少し県も危機意識を持って対応していただきたいと思います。

それから最後にもう一つ、事業契約書の23ページ、24ページに第9章の契約期間及び契約の終了についての記載がありまして、契約を終了しろということではありませんけれども、県による契約の解除の場合の7番目に乙、つまり事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったときとあるのですが、私は本当は、今回はこれに該当するのだと思うのです。それが軽微な基準の超過であって、環境に大して影響がないからという考えは、県側の甘い判断です。この事業契約書に沿った対応をすれば、もう少し厳しいとか、このようなことは二度と起こしてもらっては困るという姿勢が見られるべきところ、残念ながらそのような姿勢は感じ取れないのです。そうであってはならないと思うから、いろいろお話をしているわけです。ですから、今後は二重、三重の厳しいチェックをするからいいということではなくて、このようなことは絶対許さないというような厳しい対応をぜひすべきですし、今後も考えられるありとあらゆる調査を、環境調査も含めて行うべきであると私は思いますので、それについて見解を求めます。

○田村資源循環推進課総括課長 委員御指摘のとおり、もちろん事業者に対しては、公共
関与施設の信用を失うことになり、非常に残念であるということで、報告を受けたときか
ら本当に厳しく対応してきたところでございます。

環境調査につきましては、排出基準を守っているからいいのだというよりは、その排出
基準をクリアしていますと、それが拡散された場合の環境基準についてもクリアできるこ
とになっておりますので、排出基準を守れているのであればその点は大丈夫であるという
ことで、特に調査の必要はないものと考えられるところでございます。

ただ、その中で大気質につきまして、過去の環境保全基準値を超えた時点のものは拡散
してしまってもうないわけでございますけれども、一部蓄積することが考えられますダイ
オキシンのにつきましては、過去に県のほうでローリングで調査を行っているのですけれど、
平成 21 年度に調査を行った際にも問題はないということになっておりますし、本年度も大
気質のダイオキシンを測定する予定となっておりますので、こちらのほうで確認できる
ということになっております。

契約解除についてでございますけれども、今回の報告書の中身というものは、1カ月の
平均値が出てくるものでございまして、回数で言いますと、例えば塩化水素について六百
何回の不正操作と申し上げましたけれども、その延べ時間数に対する割合からすると1%
程度の割合でございまして、これらを1カ月の平均値とした場合につきましては、実際の
値と著しく違うかということ、大きく変わるものではございません。よって、著しい虚偽と
までは言えないということで、契約解除には当たらないと考えております。ただ、だから
とっていいというものではなくて、やはり今回の不正操作自体は本当に残念で、あつて
はならないことでございますので、今後厳しく監視をしていきたいと思っております。

○津軽石環境生活部長 今回の事案は、地元住民の方も含めた関係する方々との信頼関係
にひびが入るものであり、あつてはならないことだと考えております。我々も契約解除に
関する条項ですとか、会社側に対してどのような対応ができるのかということについて、
契約書あるいは法令も含めてあらゆる可能性を検討いたしておりまして、法令の部分につ
いては、法令基準値等を超えてはいないということが確認されたところでございます。契
約につきましても、我々も先ほど申し上げたような虚偽報告についても検討いたしました
が、そこまで断定するには至っていないというような状況でございました。我々といたし
ましては、いずれ会社側に対して住民の方々との信頼関係の構築を強く求めるとともに、
一部現場レベルでの組織的な部分はあつたのかもしれませんが、会社全体での不正ではな
いということで、親会社についても、今回の場合は全く関与していないということが推定
されておりますので、先日親会社の専務が来たときに、まずは親会社がきちり指導して
ください、現場のいわて県北クリーン株式会社だけに任せるのではなくて、親会社みずか
らが何度も現場に来て、きちんと監視してくださいということを口を酸っぱくして申し上
げたところでございます。したがって、県としてこれを軽く見ているとか、これで終わり
にしようということは決して思っておりません、これまで以上にしっかり履行状況を確認し

てまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**関根敏伸委員** いわて第2クリーンセンターについて、私も何点か質問させていただきたいと思ひます。

10年ほど前に、私の地元にも同様の産業廃棄物処理施設がありましたが、火災で施設自体が焼失いたしました。結果的に大きな大気汚染が生じましたし、農産物への影響もありました。また、必要な施設がなくなって困った方もたくさんおひまして、誰にとってもよくなかったという事例を、今の質疑を聞きながら思い出しておひました。今後は、施設自体の安全な運営を県がどのように担保していくのかということまで考えていかないと、私の地元の過去の例のような事態も起こりかねないのではないかとと思ひて聞いておひました。

その地元の事例では、やはり火災を起こす前に一度か二度、今回と似たようなことがあったのです。詳細までは覚えていないのですが、何かの基準値を上回る数値が出たにもかかわらず報告義務を怠ったか、数値の改ざんをしたか、その辺は定かではないのですが、それでも仕方がないというような形の中で操業が続けられた結果、先ほど私が申し上げたような事態になってしまったのです。

それで、何点か聞かせていただきたいのですが、コンプライアンスに対する事業者の本当の向き合い方を見るのであれば、過去のデータまでさかのぼっていろいろなことが見られるようでありますから、法令の規制値を超過したかどうかではなくて、PFI事業契約に定める環境保全基準値を超過した事実が、過去にさかのぼってなかったのかどうかということをチェックすることが一つの目安になるのだと思ひますが、なぜ県はそこまでされなかったのでしょうか。技術的にできないのか等も含めて、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○**田村資源循環推進課総括課長** 過去のデータにつきましては、平成21年4月までさかのぼってチェックいたしまして、例えば塩化水素につきましては、環境保全基準値を618回超えていたところを、不正操作により超えていないように見せかけたということでございます。ただし、時間数からすると、それは総運転時間数数の1%程度であるということでございます。

○**関根敏伸委員** そうすると、これは今回初めて何らかの形で数値が超過したものを、していないように見せかけたという形ではなくて、環境保全基準値を超過する値が何百回も出たにもかかわらず、長い時間の中で何度となく改ざんという不正が継続的に行われてきたというように理解せざるを得ないと思ひますが、その認識はいかがですか。

○**田村資源循環推進課総括課長** 今回たまたま不正操作を行ったということではなくて、昔から恒常的に行われていたということが今回発覚したということでございます。

○**関根敏伸委員** 今回は、改善計画書が出されて審査をしたというような流れだと思ひますが、改善措置の概要の中に運転技術の向上というものがあるのですが、運転技術の未熟あるいは熟練度によって、何にどのような影響が出てくるのか、どのような意味で運転技術の向上というものが出てきたのか、聞かせていただきたいと思ひます。

○**田村資源循環推進課総括課長** 運転技術と申しますのは、例えば本当に簡単などころから申しますと、例えば塩化水素の濃度が高くなるというのであれば、そのもとになる塩化ビニールが含まれる廃棄物をまず均質化させて、急激な変化を避けるというようなことから始まりまして、あとは燃焼温度の管理であるとか、薬剤の注入を増量するタイミングであるとか、さまざまなことが考えられるわけでございますけれども、焼却炉の休止中に、そのような基本的な操作について、まずは親会社である焼却炉メーカーによる机上の研修を行いまして、再稼働後は、実機を使っての操作の技能的研修を行い、基準値の超過が起らないような技術的な研修を行ったという報告を受けております。

○**関根敏伸委員** 私が聞きたかったのは、先ほど申し上げた私の地元の事例も、何らかの技術的な未熟さによって、結果的に施設そのものの大きな災害につながってしまったと考えられるかもしれない事案だったということがあったものですから、そのようなことについて確認しておきたかったということでありませう。

あわせて親会社の株式会社タクマが定期的な監査、指導を行うようでございますが、県としては、親会社からの報告をどのようにチェックして、その指導の状況あるいは監査の状況を確認するような仕組みになっているのか、そこを教えていただきたいと思っております。

○**田村資源循環推進課総括課長** まず、北上市で起こりました災害廃棄物処理施設の事案のことでございますけれども、まずダイオキシンのデータを改ざんしたということがございまして、その1年後ぐらいに、ピットなどから火災が生じたということでございます。今回のいわて第2クリーンセンターの事案につきましては、そういった火災が起こるような、重大な事故につながるようなものではありませんので、その辺は少し違っているところではございますけれども、もちろん運転技術の研修につきましては、安全の面からも、基本的なところをきっちり教育していただくようにしているところでございます。

次に、チェックについてでございますけれども、まず親会社のチェックとはどのようなものかと申しますと、今回システムを改修して、パスワードで管理しており、データ改ざんが可能となるエンジニアリングモードでの操作を行った場合については、親会社側に遠隔的にデータが転送されるとか、そのモードに接続した場合に記録が残るということで、それらのデータや記録をチェックするということになっておりまして、県のほうでもそれらのチェックを行っていくこととなります。

○**関根敏伸委員** 最後に、県の関与なのですけれども、6回ほど立入調査をされたということと、モニタリングを月2回ですから、年24回、相当数ふやすということにより対応するということですが、どうしても懸念されるのが、この施設自体の安全運営ということですね。環境も含めた施設自体の安全性に対する県の関与のあり方が、果たしてこれでいいのかと感ぜられるわけなのですけれども、本当に必要な施設だということで、20年間という長期契約のもとでつくられたのでしょうから、親会社自体の対応は当然であるとしても、県と親会社とが一体となって、何らかのもう少ししっかりとした対応の仕方が検討されてしかるべきではないかと思うのですけれども、その点に関してはどのようにお考えでしょ

うか。

○**田村資源循環推進課総括課長** 委員御指摘の安全運転に関しましては、県のほうでも取り組みます。親会社のほうでも取り組みます。ただそれがばらばらであると、やはりきちんとした安全運転につながらない可能性がございます。つきましては、親会社ともいろいろコミュニケーションを深めて一体となって取り組んで、今後は安全に運営が継続できるよう、財務状況も含めてしっかりと見ていきたいと思っております。

○**関根敏伸委員** 最後にもう一点だけ。今後はこのようなことはもう起こらないような形でチェックされるのだろうと思いますが、先ほど、事業契約の中で停止改善措置と継続改善措置があるというお話もありましたので、仮に、法に触れないまでも、例えばPFI事業契約に対する軽微な違反や、何らかの軽微なコンプライアンスにひっかかるような状況が判明した場合の県の対応というものを、今から準備しておく必要があるのではないかとと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○**田村資源循環推進課総括課長** 事案の中身にもよりますけれども、今回の事案とは全く関係ないようなところ、例えば機器の故障などについては、それはやはり同じように継続改善措置ということで対応していくべきかと思っておりますけれども、それが例えば、本来改善されるべきことが改善されないであるとか、同様の不正を繰り返すなどということになりますと、今度は停止改善措置に移行することになりますし、さらにそれがもっとひどい状況になりますと、契約の解除ということもやはり念頭に置いて検討していかなければならないという可能性はあると思っております。

○**津軽石環境生活部長** 県としてやはり、これまで以上に企業に対してしっかり監視を行うということが必要なわけで、通常のいわゆる廃棄物処理施設であれば、法に基づく立入検査を年1回か2回実施するわけですが、こちらの場合はモニタリングということで、いわばもう少し内部に組み込んだ形での監視というものを、契約上は念頭に置いていると思うのです。そのようなことで、これまで以上にモニタリングの回数もふえますし、内容につきましても、運転状況のほか、実際の職員の方々と顔を頻繁に突き合わせることで、適正な運営がなされているのかということを確認しなければいけないと考えておりますし、行政だけの監視だけではなくて、地域の監視というものも必要だと思っておりますし、いわて県北クリーン株式会社の社員31人のうち30人は九戸村あるいは二戸地域の方々でありますので、いわゆる会社内のCSRだけではなくて、もっと地域に対して、運営状況の公開でありますとか、地域の皆さんとのコミュニケーションですとか、そういったことを通して、地域の企業としてきちんと運営するとともに、経営の透明性、運営の透明性を高めるというようなことについて、これからもしっかり取り組んで欲しいと、我々のほうからいわて県北クリーン株式会社に対して申し入れております。

○**福井せいじ委員** 関根委員から、今後の県の対応の仕方について確認があったのですが、私からも確認なのですけれども、PFI事業契約の条項においては、事業そのものを契約業者にやっていただくというようなことで事業費が発生すると思うのですが、そう

すると、県が今後さまざまな意味でこのような事案が起きないように関与していくとなると、経費の増額が考えられると思うのですが、これについてはどのような形で担保されるのでしょうか。

○津軽石環境生活部長 先ほど私の説明が少し足りなかったかもしれませんが、今回の場合は、PFIの中でもいわゆるBOO方式というものでありまして、この会社が最初から資金を調達して施設をつくって運営をするという、全くの独立採算の形式でありますので、そのような意味では県からの事業費の支出というものは行っておりません。

○福井せいじ委員 今後県が関与するに当たっては、その経費が県側に発生するわけですね。

○津軽石環境生活部長 それは、我々の予算の範囲内でしっかりやっていくことだと思います。

○福井せいじ委員 そうすると、このような事案が発生した場合、今後の安全性を担保するために発生する費用については、結果的に県が負担しなければいけないということなのですか。

○田村資源循環推進課総括課長 例えば現地に監視に行くための旅費などにつきましては、もちろん通常の経費として県が負担するということになります。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

○工藤勝子委員 その他発言としてお伺いします。山に住んでいるものですから、いつもニホンジカや熊の話をするのですが、この間岩手日報の報道で、イノシシが県南地域から北上しているということで、その状況の地図等も載ってございました。また、ことしの春先は、山に山菜とりに入った秋田県の方が熊に襲われるという、本当に悲惨な事故が発生いたしました。

そのような状況において、ことしはブナの実がかなりの不作であるという情報が伝えられています。これからクリの実がどうなるかと思っておりますけれど、今は非常に天候に恵まれておりまして、農業はこれから実りの秋を迎えようとしております。トウモロコシの収穫等も始まってきた中で、山の実が不足であれば、やはり自分たちも生きなければならぬし、子熊も育てなければならぬということで、熊が出てくる可能性があると考えておりますけれども、この熊対策について、今後市町村と県がどのような連携をとりながら啓発活動をしていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○清水自然保護課総括課長 今年度の熊の出没ですけれども、昨年度はブナの実が豊作でしたが、今年度のブナの実の凶作が予想されておるところでございまして、東北森林管理所のほうから、ことしの秋のブナの実については皆無であろうという予測が発表されたところでございます。県におきましては、ことしの3月に熊の出没に関する注意報、それから6月には、注意報を出したにもかかわらず人身被害に遭われた方も見受けられるということで、熊の出没に関する警報を出して、市町村において周知を図っているところでございます。また、市町村につきましては、人身被害が起きないように迅速に熊の捕獲に関す

る許可が出せるよう連携を図っているところであります。

○**工藤勝子委員** 今年度になって、岩手県内で熊によるけがをされた人の人数は把握できているのですか。

○**清水自然保護課総括課長** 昨日までの状況ですが、12件、14名となっております。

○**工藤勝子委員** 今後かなりふえてくる予想もあるのではないかと考えております。遠野市の山沿いのほうには集落で電気牧柵を張っているところもありまして、鹿だけではなくて熊も里に入ってこられない状況がつくられてきているとは思っておりますけれども、私も含めて皆さんは熊を見なれたというのか、熊を見てもわざわざ通報しませんので、実際にはかなり出没している可能性もあるのかと考えているところであります。

やはり猟友会では被害のない熊は捕獲することはできないというようなこともあるのだらうと思っておりますけれども、人身的な被害がありますので、被害がなければ捕獲できないというような法的な部分があるのかどうかお聞きいたします。また、イノシシが県南地域から北上してきているわけですが、このイノシシ対策についてどのように考えているのかについてもお伺いします。

○**清水自然保護課総括課長** まず熊対策についてでございますが、市町村と連携いたしまして、警察、それから猟友会が熊の出没情報により警戒に当たるということで迅速な対応に当たり、二次被害が起きないような形で進めていただけるよう周知、調整しているところでございます。人身被害や農作物被害が発生した場合は、緊急時においては既に市町村に権限移譲されておりますので、速やかに捕獲等の措置がとれるようになっております。また、事前に県の許可を得ずに、一定期間の条件のもとで捕獲してわなを仕掛けることができるような権限の市町村への移譲についても、現在試行的な取り組みとして行っているところでございます。

次に、イノシシの北上につきましては、最近県南地域に出没が見られますことから、今年度の国庫補助事業を活用しまして、鹿の捕獲とあわせてイノシシについても、県南地域から県北地域への生息域の拡大を防ぐような形で、20頭ばかりですけれども捕獲を試みますとともに、生息状況の調査をしまいるところでございます。

それから、イノシシについての当該事業を行うにつきまして、イノシシ管理計画というものを今年度策定する予定としております。

○**佐々木努委員長** ほかにありませんか。

○**千葉絢子委員** 先ほどのいわて第2クリーンセンターの事業契約書と改善計画書兼報告書、それから九戸村議会の全員協議会に対して会社が説明をしたということでありましたので、そのときの提出資料をいただけたらと考えております。お願いします。

○**佐々木努委員長** ただいま千葉絢子委員から資料の要求がありました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

それでは、執行部におきましては、作成次第速やかに資料の提供をお願いいたします。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の調査を終了いたします。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には次回の委員会について御連絡がありますので、そのままお待ちください。

次に、8月31日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、“いきいき岩手”結婚サポートセンターの運営状況について調査することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。